

三 燦 会 会 則

第 1 条 (名称)

本会は「東洋高等学校 三燦会」と称する。

第 2 条 (事務所)

本会は事務所を東洋高等学校内に置く。

第 3 条 (目的)

本会は学校と家庭との連絡を密にし、保護者と教職員との協力により建学の理想達成に貢献し、教育に対する理解を深め、併せて保護者相互の親睦を図ることを目的とする。

第 4 条 (活動)

本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ①学校の教育方針に対する協力体制の確立。
- ②学校教育の施設・設備の補充を補うなど、教育条件の整備に協力する。
- ③会員の教養と知性の向上に努め、親睦を図る。

第 5 条 (方針)

1. 本会は教育条件の向上を本旨とする民主団体で、他のいかなる団体の支配、統制、干渉を受けない。但し、生徒の教育および福祉のために活動する団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会は学校の人事その他の管理には干渉しない。
4. 本会は個人情報保護に十分に努める。

第 6 条 (会員)

1. 本会の会員は、東洋高等学校に在籍する生徒の保護者からなる一般会員と、教職員からなる特別会員とする。なお、一般会員は総会（本会則第 8 条）での議決権を有する。
2. 一般会員はその生徒が退学または卒業した場合に、特別会員は退職した場合に、自動的にその資格を失う。

第 7 条 (会費)

一般会員は会費として年額 2,000 円を第 1 回学費等の納入時に納入する。
但し、途中退会しても会費は返金しない。

第 8 条 (総会)

1. 総会は一般会員および特別会員から構成される本会の最高決議機関である。
2. 総会の種類は定期総会および臨時総会とする。
3. 定期総会は、毎年 1 回（原則、6 月第 3 土曜日）開催する。
4. 定期総会は、事業報告・決算報告、事業計画案・予算案の承認および、常任役員（本会則第 10 条 1 項）の選任、監査役（本会則第 16 条）の選任、その他本会の運営にあたり重要となる事項を決議する。
5. 臨時総会は、会長がその開催を必要と認めるとき、もしくは一般会員の過半数以上の要求があった場合に随時開催することができる。
6. 総会の開催は、開催日の 2 週間前までに全会員に書面または classi にて通知しなければならない。
7. 総会の成立および議決は、一般会員の過半数の出席（但し、委任状および議決権行使書をもって出席者とみなす）をもって有効に開催され、その議決は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決める。
8. 総会の議長は会長が執り行い、議事録を作成し、総会終了後、速やかに全会員に配布する。

第 9 条 (役員)

1. 役員とは、一般会員から選出された者（各学年の各組より若干名）と、特別会員の代表者である教職員をいう。
2. 役員の任期は、原則、その年の定期総会からその生徒が 3 年生になった年の定期総会終了までとするが、その生徒が退学または卒業するまでの期間は再任を妨げない。
3. 役員は任期途中であっても、役員を継続していくことができない事情が生じた場合には、その旨を常任役員会（本会則第 10 条）に申し出て、途中退任することができる。
4. 会長を除く一般会員については、何らかの事由により兼務が必要である場合、総会での決議をもって兼務できるものとする。また、任期途中で兼務の必要が発生した場合は、常任役員会の決議をもって兼務できるものとする。

第10条（常任役員会）

1. 常任役員会は、運営本部役員（本会則第12条2項）および各部部長（本会則第13条2項）により構成される。（以下、「常任役員」という）
2. 常任役員会は、総会で決議された内容に基づき、本会運営に関わる全ての内容を総会に代わって決議することができる。
3. 常任役員会は、常任役員の過半数（但し、委任状をもって出席者とみなす）の出席をもって有効に開催され、その議決は出席常任役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長がこれを決める。
4. 常任役員の任期は、本会則第9条第2項および第3項に準じる。

第11条（全体役員会）

1. 全体役員会は、本会則第9条1項に記載の役員により構成される。
2. 全体役員会は、常任役員会に対する評議機関である。
3. 全体役員会は、会長がその開催を必要と認めるとき、もしくは役員の過半数以上の要求があった場合に随時開催することができる。

第12条（運営本部）

1. 本会の適切な運営を管理することを目的に運営本部を設置する。
2. 運営本部は、下記の本部役員および本部役員をサポートする部員により構成される。

【本部役員】

名誉会長（学校長1名）、
会 長（保護者1名）、
副会長（教頭1名・保護者若干名）
書 記（保護者若干名）
会 計（教職員1名・保護者若干名）

3. 名誉会長は会長の諮問に応じ、会の運営にあたり助言をすることができる。
4. 会長は本会を代表して全ての会務を統括し、総会・常任役員会の招集を行い、議事進行を行う。なお、会長に欠員が生じたときは、あらかじめ定められた順序により副会長が代行し、その任期は前任者の残任期間とする。
5. 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代行する。
6. 会計は総会決議予算に基づき、一切の会計事務を行う。
7. 書記は総会、常任役員会および全体役員会の議事録を作成し保管する。
8. 特別会員は本会の運営に関わる議決権を有しない。
9. 本部役員の任期は、本会則第9条第2項および第3項に準じる。

第13条（部会）

1. 本会に学級部、文化部、広報部の部会（以下「各部」という）を置く。
2. 各部は各部の一般会員から選出された役員の中から部長を互選する。互選された部長は、総会にて決議される。
3. 部長は副部長を選任することができる。なお、選任された副部長候補者は常任役員会に報告のうえ承認される。
4. 部長は部を統括し、事業計画に則り、各部を運営する。
5. 副部長は部長を補佐し、部長に事故等があるときはその職務を代行する。
6. 各部の活動内容は定期総会にて報告するものとする。

第14条（特別委員会）

1. 本会の運営上もしくは学校行事等における対応として、常任役員会の決議を経て特別委員会（以下、「委員会」という）を設けることができる。
2. 委員会は、委員の中から委員長を互選し、常任役員会に届け出るものとする。
3. 委員長もしくはその代理者は、常任役員会に参加し、委員会の運営報告をする。
4. 委員会の予算は、総会にて決議される。
5. 委員会の会務が終了した際には、速やかに常任役員会に会計報告をする。
また、会務の途中であっても、常任役員会の会計報告要求があった場合には、速やかに報告をする。

第15条（会計年度および会計）

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。
2. 本会の会計は、総会において決議された予算に基づいて行われる。
3. 本会の運営に要する費用は、会費・その他の収入をもって支弁する。
4. 本会の会計における当初予算の枠内での変更および補正予算の編成は、常任役員会の決議にて行うことができる。

5. 本会の収支決算は毎会計年度終了後3ヶ月以内に、その年度末における財産目録とともに、監査役（本会則第16条）の会計監査を経て総会に報告され、承認を得るものとする。

第16条（監査役）

1. 本会に、会の会計に関する監査、および会が運営する全ての組織の適正な執行状況を監査する目的として監査役を設ける。
2. 監査役は、一般会員は常任役員会により選出（2名）、教職員は学校側推薦により選出（1名）され、総会により決議される。
なお、一般会員の監査役は、常任役員会の構成員および特別委員会における重要な責任の立場にある者以外から選出される。
3. 監査役は、本条第1項に基づき、必要に応じて常任役員会、その他特別委員会に参加し、その会の適切な運営や会計処理を監査し、助言・修正指示をすることができる。
4. 監査役は、監査結果を定期総会において報告するものとする。
5. 監査役の任期は、本会則第9条第2項および第3項に準じる。

第17条（顧問）

1. 顧問は会長が必要に応じて委嘱することができる。
2. 顧問は会長の諮問に応じ、会の運営に関して助言をすることができる。

第18条（内規）

1. 本会の運営上必要があるときは、常任役員会での議決を経て内規を定めることができる。
2. 内規を新たに定め、また変更をした場合は総会にてその内容を報告する。

第19条（会則の改廃）

本会会則の改廃は、常任役員会で決議および総会での決議を得たものについてのみ施行されるものとする。

《附則》

平成28年6月18日制定
平成29年6月17日改定
平成31年6月15日改定
令和2年10月10日改定
令和3年6月19日改定
令和4年6月18日改定
令和5年6月17日改定

三 燦 会 内 規

1. 【旅費規定】

会の目的遂行のため出張する場合、交通費および食事代を支給することができる。

2. 【慶弔金規定】

東洋高等学校に在籍する生徒・および本会の会員に対する慶弔見舞金は下記の通りとする。

① 傷病見舞金

生徒および特別会員（教職員）が傷病療養1ヵ月以上の場合5,000円

② 弔慰金

生徒および一般会員の場合30,000円

特別会員（教職員）の場合10,000円と生花

特別会員（教職員）の両親および配偶者の場合10,000円

③ 結婚・出産祝金

特別会員（教職員）に関する結婚・出産祝金10,000円

④ その他

本会の常任役員会が承認したもの

3. 【お祝い金規定】

学校側の申請による優秀な成績をおさめた部・同好会・生徒個人に対し、常任役員会の決議を経た上で、お祝い金を支給できる。お祝い金の基準金額は50,000円とし、状況に応じて学校長と協議の上で変更できるものとする。

4. 【常任役員職務規定】

任期满了にて常任役員を退任した一般会員は、本会の円滑な運営のサポートを目的とし、原則、任期满了日が含まれる年度末を期限にアドバイザーを担うものとする。

5. 【懇親会規定】

三燦会役員の懇親会費として、原則、年に一回、一人につき 2,000 円まで、補助金を支給できるものとする。

《附則》

令和 2 年 9 月 10 日制定

令和 2 年 10 月 10 日改定

令和 3 年 3 月 13 日改定

令和 4 年 4 月 16 日改定

令和 5 年 6 月 17 日改定

令和 5 年 6 月 17 日現在